

令和6年度むつ市教育振興事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日
むつ市告示第125号

(趣旨)

第1条 市は、子どもの文化、芸術及びスポーツ活動を支援するとともに、各種大会、研究、研修その他の事業を通じて学校教育の向上を図るため、大会等派遣事業、大会等開催事業及び研究・研修事業を行う団体等に対して、予算の範囲内で、むつ市教育振興事業費補助金を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請書等)

第3条 補助金の申請は、むつ市教育振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる重要な変更をする場合には、むつ市教育振興事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。

ア 事業実施主体及び事業内容の変更

イ 事業費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、むつ市教育振興事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び事業遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年から5年間保管しておくこと。

（補助金の交付の決定）

第5条 補助金の交付の決定は、むつ市教育振興事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までにを行うものとする。

（補助金の交付の方法）

第7条 補助金は、精算払により交付する。

ただし、特別な理由があり認められる場合は、概算払で交付することもできる。

（補助金の請求）

第8条 補助金の請求は、むつ市教育振興事業費補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月20日のうちいずれか早い期日までに、むつ市教育振興事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支精算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、むつ市教育振興事業費

補助金確定通知書（様式第9号）によるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	補助の内容	補助対象経費	補助金の額
1 大会等 派遣事業	市に住所を有し、又は市内小中学校に在籍する児童生徒（他の地方公共団体からむつ市教育振興事業費補助金と同様の補助金等の交付を受けていない者に限る。）が、スポーツ、文化又は芸術活動において青森県を範囲とする大会を経て参加資格を得た東北地方若しくは全国を範囲とする大会又は市長が特に認めた大会等に参加するとき。ただし、スポーツについては公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体、中学校体育連盟若しくはスポーツ少年団等又はその下部組織が主催する大会、文化・芸術活動については団体・個人及び学校内外を問わず児童生徒の教育的活動と認められる大会に参加するとき。	大会実施要項等の定めにより登録された児童生徒及び指導者及び引率者（指導者及び引率者にあつては、登録された児童生徒10人につき各1人とし、5人を限度とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。）が大会等への参加に要する交通費、宿泊料、楽器運搬費（大会参加に必要な最低限の運搬費とする。）及び大会参加に係る登録料	補助対象経費の2分の1以内の額
2 大会等 開催事業	市を会場として、小学生、中学生又は教職員が参加し、青森県又は東北地方を範囲とする学校教育に係る大会等を開催するとき。	大会の運営に要する謝金、交通費、消耗品費、印刷代、光熱水費、通信運搬費、使用料、賃借料、負担金及び補助金	次の各号に掲げる大会の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 青森県を範囲とする大会 10万円以内の額 (2) 東北地方を範囲とする大会 20万円以内の額
3 各種団体 事業費	むつ市中学校体育連盟が主体となって実施する事業又は市若しくは市教育委員会が企画運営に参加して実施する事業（事業区分欄の1と2に掲げるものを除く。）を行うとき。	事業に要する謝金、交通費、消耗品費、印刷代、通信運搬費、光熱水費、使用料、賃借料、負担金及び補助金	事業内容を勘案して定める額

備考

- 1 文化・芸術活動に係る補助対象には、過去の実績から団体の吹奏楽、合唱等の他

にピアノ、バイオリン、ダンス、伝統芸能等の一般的に芸術活動として認められる個人的活動及び囲碁、将棋、百人一首等の教育的文化活動を含むものとする。